

TDnet 利用料の見直しに係る「有価証券上場規程施行規則」等の一部改正について

2026年9月30日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程施行規則」等の一部改正を行い、2027年10月1日から施行します。

株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）により提供されているTDnet※（Timely Disclosure network：適時開示情報伝達システム）について、2027年9月を目途として、その処理性能・可用性やセキュリティなど根幹機能の更なる強化に加え、上場会社における開示業務の効率化等に向けたリプレースが予定されており、これらの機能改善や開発コストの上昇などを踏まえ、東証においてTDnet利用料の見直しが予定されております。

上場会社（東証に重複して上場している会社を除きます。以下「単独上場会社」といいます。）においては、TDnet利用料として実費相当分をご負担いただいておりますが、2004年以降現在までその額を年間9万6千円としておりましたが、今般、東証におけるTDnet利用料の見直しを受け、当取引所においてもその見直しを行うものです。

※TDnetは東証が提供元となり、全国の金融商品取引所が共同で利用しているシステムで、当取引所の単独上場会社における同システムの利用料は、当取引所が単独上場会社より徴収し、東証に支払っております。

II. 改正概要

- ・ 年間9万6千円としていたTDnet利用料を、年間15万円とします。

（備 考）

- ・ 有価証券上場規程施行規則第710条第3項注2. 等

III. 施 行 日

- ・ 2027年10月1日に施行します。

※ただし、TDnetの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2027年10月1日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行します。

以 上